

# 施工計画・報告書関係一覧 (東京都) 完了検査

1. 下記の工程、検査内容に従い、必要書類を提出してください(副本が必要な場合は2部ご提出ください)。

2. 様式は弊社ホームページからダウンロードできます。

## 完了検査時 (注1)

建物の構造	対象規模等	必要書類	No.	提出書類	提出時期
木造軸組工法	すべての規模		検査-22	工事監理・工事状況チェックシート【木造】(軸組)	
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> を超える		検査-29	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> を超える建築物】 ※表紙のみ	(注2)
			検査-26	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> 以下の建築物】 (木工事施工結果報告)※表紙以外	(注2)
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> 以下		検査-26	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> 以下の建築物】 (木工事施工結果報告)	(注2)
木造枠組工法	すべての規模		検査-22	工事監理・工事状況チェックシート【木造】(枠組)	
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> を超える		検査-29	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> を超える建築物】 ※表紙のみ	(注2)
			検査-26	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> 以下の建築物】 (木工事施工結果報告)※表紙以外	(注2)
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> 以下		検査-26	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> 以下の建築物】 (木工事施工結果報告書)	(注2)
鉄骨造	すべての規模		検査-24	工事監理・工事状況チェックシート【鉄骨造】	
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> を超える		検査-29	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> を超える建築物】	(注2)
			検査-30	鉄骨工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> を超える建築物】	(注2)
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> 以下		検査-28	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> 以下の建築物】 (鉄骨工事施工結果報告書)	(注2)
鉄筋コンクリート造(プレキャストコンクリート造を含む)	すべての規模		検査-23	工事監理・工事状況チェックシート【鉄筋コンクリート造】	
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> を超える		検査-29	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> を超える建築物】	(注2)
			検査-27	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> 以下の建築物】 (鉄筋コンクリート工事施工結果報告)	(注2)
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> 以下				
鉄骨鉄筋コンクリート造(プレキャストコンクリート造を含む)	すべての規模		検査-23	工事監理・工事状況チェックシート【鉄筋コンクリート造】	
			検査-24	工事監理・工事状況チェックシート【鉄骨造】	
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> を超える		検査-29	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> を超える建築物】	(注2)
			検査-30	鉄骨工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> を超える建築物】	(注2)
	地上3階以上かつ500m <sup>2</sup> 以下		検査-27	建築工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> 以下の建築物】 (鉄筋コンクリート工事施工結果報告)	(注2)
			検査-28	鉄骨工事施工結果報告書【500m <sup>2</sup> 以下の建築物】 (鉄骨工事施工結果報告書)	(注2)
混構造	主たる構造以外の構造のチェックシートを追加提出してください。		検査-22	工事監理・工事状況チェックシート【木造】(軸組)	(注3)
			検査-22	工事監理・工事状況チェックシート【木造】(枠組)	(注3)
			検査-24	工事監理・工事状況チェックシート【鉄骨造】	(注3)
			検査-23	工事監理・工事状況チェックシート【鉄筋コンクリート造】	(注3)

完了検査申請時

すべての構造の建築物	すべて	—	シックハウス対策関係 ※原則使用建材資料の現地提示 ※提出する場合は任意書式で可
			杭工事施工結果報告書 ※杭工事がある場合で報告書を未提出の場合が対象 (注 4)
		検査-16	地耐力調査結果報告書(任意書式でも可) ※確認時・基礎工事前・中間検査時に 未提出の場合が対象 (注 5)
	法第 7 条の 5 による 検査の特例に係る建築物 ※建築士の設計・監理による 法第 6 条第 1 項第 4 号に 掲げる建築物 ※型式認証に係る建築物の 場合はご相談ください	—	屋根の小屋組工事完了時、構造耐力上主要な軸組み若 しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事完了時、 その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了 時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の 軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真  ※特例に係る建築物で未提出の場合が対象
	地上 3 階以上かつ 500 m <sup>2</sup> 超	検査-34	建築設備工事監理状況報告書【3 階以上 500 m <sup>2</sup> 超】
		検査-36	建築設備概要書・監理状況調書【3 階以上 500 m <sup>2</sup> 超】 (注 6)
	地上 3 階以上かつ 500 m <sup>2</sup> 超 以外 ※一戸建ての住宅(併用住宅を 含む)は提出不要 ただし、改良便槽・合併処理淨 化槽を設置した場合は提出が 必要	検査-35	建築設備工事監理状況報告書 【3 階以上 500 m <sup>2</sup> 超以外】
		検査-37	建築設備概要書・監理状況調書 【3 階以上 500 m <sup>2</sup> 超以外】 (注 6)
	共同住宅、長屋の場合	—	完了検査時に目視確認できなくなる部分 (小屋裏、天井裏等)の界壁の状況を示す写真
	省エネ基準適合義務 対象建築物	—	省エネ基準適合判定通知書の写し 省エネ適判に要した申請図書の写し 未提出の場合
		検査-17 検査-18	省エネ基準工事監理報告書 モデル建物法用、または、標準入力法用 (注 7)
	省エネに係る 軽微な変更がある場合	検査-19 — — — —	省エネ性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (注 8) ルート A の場合 省エネ性能が向上していることを説明する書類 ルート B の場合 省エネ性能の減少範囲が一定範囲内であることを説明 する書類 ルート C の場合(再計算を実施) 軽微変更該当証明書の写し(省エネ適判機関交付書 類) 軽微変更該当証明申請に要した申請図書の写し 省エネに係る抜本的な計画の変更がある場合 ルート D(再判定を実施) 変更後の計画に係る 省エネ基準適合判定通知書の写し 省エネ適判に要した申請図書の写し

完了検査  
申請時

- 注1: 完了検査に伴う施工結果報告書等の書類およびチェックシートは完了検査申請時に提出してください。  
確認申請書副本(計画変更、軽微変更含む)は検査当日現場にご用意ください。
- 注2: 記入要領は「**建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引**」(監修:東京都防災・建築まちづくりセンター)を参照してください。
- 注3: 例:主たる構造が木造でRC造の地階がある場合の追加提出書類  
・工事監理・工事状況チェックシート【鉄筋コンクリート造】
- 注4: 杭芯測定図は必ず添付してください。位置の変更があった場合で、施行規則3条の2に規定する軽微な変更に該当する場合は「**軽微な変更説明書**」を添付してください。軽微な変更に該当しない場合で、確認申請時に「**あらかじめ検討**」をしていない場合、または「**あらかじめ検討**」の範囲を超える移動量が発生した場合は、**計画変更申請の対象**となります。
- 注5: 確認時に近隣データを使用して地耐力を想定している場合等、調査結果が確認時のデータと異なった場合は**計画変更確認申請が必要になります**ので事前に手続きをしてください。
- 注6: 換気設備、防火設備、非常用照明、浄化槽等の各種試験結果・施工状況写真・監理者検査記録等を検査当日現地にご用意ください。
- 注7: 省エネに係る材料、設備機器等の納入仕様書、試験成績書等を検査当日現場にご用意ください。
- 注8: 省エネに係る変更内容について省エネ基準適合性判定機関との協議後にご提出ください。
- 注9: **検査当日の「施工記録写真」・「各種試験結果」等の準備について**  
検査の実施に際して上記の提出書類以外に、必要に応じて「施工記録写真」、「各種試験結果」等の提示により検査を行う場合がありますので、検査当日には現場にご用意ください。  
ご用意いただく書類の例  
①地盤改良工事・杭工事・基礎配筋工事・配筋工事・鉄骨工事・コンクリート工事・木造耐力壁等の施工報告書、施工状況写真  
②耐火被覆・区画貫通部(隠蔽部)・内装下地(隠蔽部)等の施工状況がわかる写真  
③防火上主要な間仕切壁・界壁の天井裏(隠蔽部)・小屋裏(隠蔽部)の施工状況がわかる写真  
④各工事・工程における検査および試験状況がわかる書類(コンクリート圧縮強度試験、鉄骨溶接部の超音波探傷試験等)  
⑤認定された建築材料を使用している場合に、その表示等がわかる写真  
⑥所轄消防署の検査結果が確認できる書類(検査済証等)